第十四条第二項の表に次のように加える。

ひらめ陸上養殖業	ひらめ（本養殖しているものでふ化の年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌年）の事業場ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）

第十四条を第二十条とする。

第十三条中「次に掲げるもの」を「かき養殖業、真珠養殖業、はまち養殖業、たい養殖業、さけ・ます養殖業、ふぐ養殖業、かんぱち養殖業、すずき養殖業、ひらまさ養殖業、まあじ養殖業、しまあじ養殖業、まはた養殖業、すぎ養殖業、まさば養殖業、くろまぐろ養殖業、めばる養殖業、かわはぎ養殖業、ひらめ養殖業及びうなぎ養殖業」に改め、同条各号を削り、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（養殖共済の対象とする養殖業の種類による区分）

第十九条　法第百十四条の養殖共済の対象とする養殖業の種類による区分は、次のとおりとする。

一　かき養殖業については、かき養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）とする。

二　真珠養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　一年貝真珠養殖業（海面において、施術した真珠貝で施術の年の翌年の単位漁場区域（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。）ごとに組合が共済規程で定める日までのものを縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　二年貝真珠養殖業（海面において、施術した真珠貝でイに規定する日の翌日以後のものを縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）

三　はまち養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚はまち養殖業（ぶりでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚はまち養殖業（ぶりでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚はまち養殖業（ぶりでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

四　たい養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚たい養殖業（まだい、ちだい、くろだい、はまふえふき、いしだい又はいしがきだい（以下「まだい等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚たい養殖業（まだい等でイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚たい養殖業（まだい等でイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

五　さけ・ます養殖業については、小割り式さけ・ます養殖業（ぎんざけ、にじます又はさくらます（以下「ぎんざけ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

六　ふぐ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚ふぐ養殖業（とらふぐでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚ふぐ養殖業（とらふぐでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚ふぐ養殖業（とらふぐでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

七　かんぱち養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚かんぱち養殖業（かんぱちでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚かんぱち養殖業（かんぱちでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚かんぱち養殖業（かんぱちでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

八　すずき養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚すずき養殖業（すずきでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚すずき養殖業（すずきでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚すずき養殖業（すずきでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

九　ひらまさ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚ひらまさ養殖業（ひらまさでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚ひらまさ養殖業（ひらまさでイに規定する日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十　まあじ養殖業については、小割り式まあじ養殖業（まあじの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

十一　しまあじ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚しまあじ養殖業（しまあじでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚しまあじ養殖業（しまあじでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚しまあじ養殖業（しまあじでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十二　まはた養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚まはた養殖業（まはた、やいとはた又はくえ（以下「まはた等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚まはた養殖業（まはた等でイに規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式四年魚まはた養殖業（まはた等でイに規定する日から二年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ニ　小割り式五年魚まはた養殖業（まはた等でイに規定する日から三年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十三　すぎ養殖業については、小割り式すぎ養殖業（すぎの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。